

お客さま各位

「PayB for 武蔵野銀行」アプリの利用規約改定のお知らせ

「PayB for 武蔵野銀行」アプリの利用規約につきまして、2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、規約を一部改定しますので、下記の通りお知らせします。

記

1. 利用規約を改定する商品

商品名	変更日
PayB for 武蔵野銀行	2020年3月16日

2. 改定内容（下線部を追加・新設）

<p>第10条 本サービス又は本アプリの休止、変更等</p> <p>1. 当行は、本サービスを良好な状態をご利用いただくため又は機能改善等を行うため当行がシステムの定期保守や緊急の臨時保守を行う場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当行が判断した場合、お客さまのセキュリティを確保する必要が生じた場合、その他必要があると当行が合理的に判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止する等の必要な措置を講じることができるものとします。また、この場合にお客さまに生じた損害について、当行は一切責任を負わないものとします。但し、<u>当行の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではないものとし、第14条第5項の定めによるものとします。</u></p> <p>第14条 免責事項</p> <p>1. <u>当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、本サービスに関連して発生した、コンピュータシステムや通信回線などの障害による本アプリの動作不良、内容の誤表示、処理不能、システムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセス、コンピュータ・ウィルス等の感染、スマートフォンに与える影響、及びお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被った、直接的又は間接的な損害、損失、費用、負担、その他一切の不利益（逸失利益を含みますが、これに限定されません。以下「損害等」といいます）について、当行は一切その責任を負いません。</u></p> <p>5. <u>前各項の定めに拘わらず、前各項に定める事由が生じたことにより、お客さまに損害が生じたことについて、当行の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではなく、また、当行に過失（重過失を除く）が認められる場合であっても、当行が賠償すべき範囲は、現実に発生した通常かつ直接の損害に限定され、かつ、当該損害が発生した月にお客さまについて行われた決済金額を上限とします。</u></p> <p>第16条 規約の変更</p> <p>当行は、本規約の内容を変更する場合があります。この場合、当行は変更日及び変更内容を当行のウェブサイト等へ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の本規約の内容により取扱うものとします。<u>当行は、当行が事前告知期間として合理的と判断する期間、本規約が変更される旨及びその内容を、当行のウェブサイトその他所定の方法で事前告知することがあります。</u></p>
--

※上記は改定部分のみを記載しております。改定後の規約は別添をご覧ください。

[PayB for 武蔵野銀行 ご利用規約 \(PDF\)](#)

以上